

# 『公共工事発注者支援本部』設置による発注者に対する支援等の推進

- 品確法※第22条に基づく運用指針の本格運用（H27.4～）を踏まえ、市町村等の発注者に対する支援や連携を可能とするため、全47都道府県に、① 国の相談窓口、② 都道府県毎の発注者協議会を設置

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）

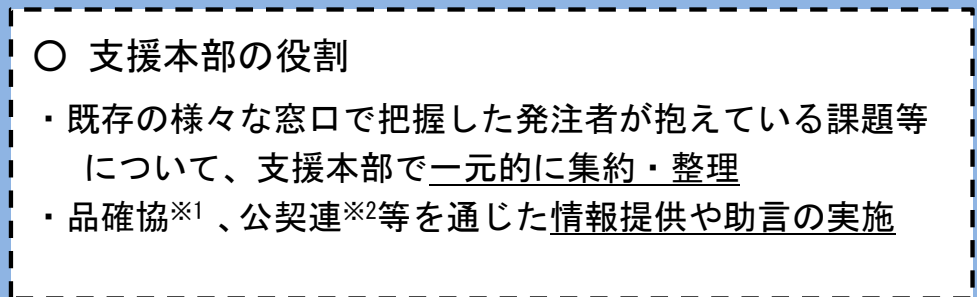
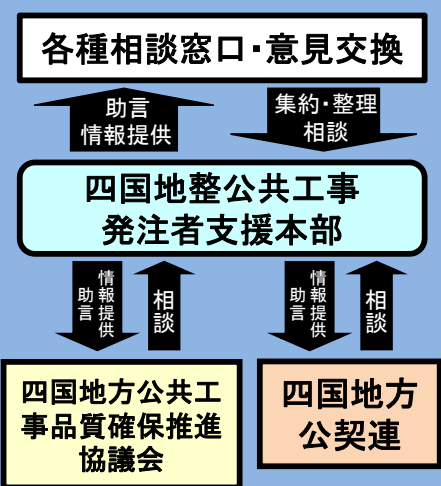
- 国による効果的な支援の実施に向けて、地方整備局等における体制の強化が必要

➡ 「公共工事発注者支援本部」を設置し、関係部局の連携による支援を推進

## ■ 公共工事発注者支援本部について

- 各地方整備局及び北海道開発局に設置。平成27年9月1日より、全面的に運用開始。
- 公共工事の発注者の発注関係事務に係る以下の事務について対応。関係部局間の連携を強化。
  - i. 相談（各種施策の推進に当たっての課題等）
  - ii. 必要な情報提供及び助言
  - iii. その他の必要な支援

### <四国ブロックの運用>



※1公共工事品質確保推進協議会

※2公共工事契約制度運用連絡協議会

➡ 立場の異なる発注者からの広範な相談内容も参考に、より効果的な情報提供・助言が可能

### <体制イメージ>

